大阪、昭46不37、昭47.10.７

命　　令　　書

申立人　　全日本港湾労働組合
関西地方建設支部人文社分会

被申立人　　株式会社大阪人文社

主　　文

１　被申立人は、下表記載の申立人組合員に対して、同表記載の期間に同人らが受けるはずであった賃金相当額（ただし、すでに支払われた分を除く）を支払わなければならない。

氏名	期間
Ａ１	昭和46年５月31日～同年７月26日
Ａ２	同上
Ａ３	同上
Ａ４	同上
Ａ５	昭和46年６月８日～同年７月26日
Ａ６	同上
Ａ７	昭和46年６月23日～同年７月26日

２　申立人のその他の申立ては、これを棄却する。

理　　由

第１　認定した事実

1　当事者

⑴　被申立人株式会社大阪人文社（以下「会社」という）は、従業員20数名で地図の製作、販売を営む会社である。

⑵　申立人全日本港湾労働組合関西地方建設支部人文社分会（以下「組合」という）は、本件申立当時、会社従業員９名で組織されていたが、本件審問終結時には会社従業員１名、本件申立後会社から解雇された者４名および本件申立後会社を退職した者２名、計７名で組織する労働組合である。

2　昭和46年度賃上げ問題等をめぐる経緯について

⑴　昭和45年７月10日、会社の従業員約20名は組合を結成し、翌11日、会社に対して賃上げ一律13,000円等12項目の要求を行ない、以後団体交渉を重ねた。

しかし、労使の主張は対立し、団体交渉は進展せず、このため組合はストライキを行ない、一方会社は組合員に対して延べ100件におよぶ減給処分、注意処分等を行なった。またこの間、職制（非組合員）が組合員より暴行等を受けたとして告発するという事件も発生した。

⑵　46年３月15日、組合は会社に対して、賃上げ１人平均17,000円等の要求を行なった。

その後、この賃上げ要求をめぐって、約10回にわたって団体交渉が行なわれたが、主として査定の実施をめぐって労使双方の意見は一致をみず、妥結にいたらなかった。

⑶　この間、組合は賃上げ要求の貫徹を目的として、まず４月27日から５月29日までの間、10数回にわたって１～２時間の全面時限ストライキを行なった。さらに組合は、５月31日以降編集部門の組合員４名〔Ａ６、Ａ５、Ａ８およびＡ７（以下、それぞれ「Ａ６」、「Ａ５」、「Ａ８」、「Ａ７」という〕による無期限ストライキ入った。

しかし、その後組合は、６月７日の終業時をもって上記４名のうちＡ６およびＡ５のストライキを解除し、翌８日この旨会社に通知するとともに同日以降同人らは就労した。また組合は、残る２名による編集部門のストライキも同月22日午前９時に解除した。

そして組合は、同日午前10時ごろ、この旨口頭で直売課主任Ｂ１に通知するととも

に、同旨を記載した同日づけ書面を翌23日昼ごろ代表取締役Ｂ２（以下「社長」という）の自宅に郵送した。この書面は同月24日、社長宅に配達された。

⑷　５月末ごろ会社側は、職制１～２名が会社社屋に赴き、電話の応待等の仕事に従事したのみであったが、この間、ストライキに参加していない組合員は、毎日出勤して電話の応待、地図の製作、販売等の仕事に従事した。もっとも、業務日報の提出およびタイムカードの打刻はほとんど行なわれていない。

⑸　組合は、ストライキの解除後も賃上げ要求の貫徹を目的として社長の自宅に抗議に赴き、また、それまでに会社社屋内に貼っていたビラや会社社屋の屋上などに掲揚していた組合旗および垂れ幕を撤去しなかった。

⑹　６月22日午前０時ごろ、会社職制３名は、会社の指示によって会社社屋に入り、地図の製作に使用している主版フイルムを持ち出し、会社社屋の出入口に施錠した。しかし、組合員および直売課の非組合員（４名）は同日朝出勤し、会社社屋（会社社屋は賃借りしている）の貸主に頼んで鍵をあけてもらって中に入り勤務した。

⑺　その後会社は、６月23日づけ書面によって組合に対し、同日より全面ロックアウトを実施する旨通知した。この書面は、同月25日組合に到達した。また、同日朝会社は、会社社屋の玄関に全面ロックアウトを実施する旨の掲示を行なった。

⑻　組合員全員および直売課の非組合員４名は、６月22日以降７月27日（会社がロックアウトを解除したと主張する日）にいたるまでの間、会社社屋内で前記のような仕事に従事した。なお、この間、社長をはじめ会社職制は、ほとんど会社社屋に赴かなかった。また、会社は組合に対し、上記組合の行動は不法占拠であるとして、１～２回会社社屋からの退去を要求した。しかし組合は、ロックアウトは不当であると抗議してこれに応じなかった。

⑼①　会社は組合員に対し、４月27日以降の全面時限ストライキ中の賃金を支給しなかったほか、５月31日以降ストライキに参加していない組合員Ａ１、同Ａ３、同Ａ２および同Ａ４（以下、それぞれ「Ａ１」、「Ａ３」、「Ａ２」、「Ａ４」という）に対して、職場を放棄したとして、Ａ２およびＡ４については５月31日から６月21日まで

の間の、またＡ１およびＡ３については５月31日から６月22日までの間の賃金を支給しなかった。

ただし、会社は、Ａ１は６月７日、Ａ３は同月４日および５日、Ａ４は同月14日から同月16日までの間、職場放棄でなくそれぞれ欠勤したものであるとして、上記各日にちの賃金を支給した。なお、会社においては、欠勤した場合、その日の賃金は支給されている。

また会社は、Ａ１は６月５日１時間、Ａ３は同月７日55分間、同月12日６時間および同月16日２分間、Ａ４は同月３日４分間、それぞれ職場放棄を行なわなかったとして、上記各時間分の賃金を支給した。

② 会社は、Ａ６およびＡ５に対して、６月８日から同月21日までの間も引続きストライキに参加していたとして同期間の賃金を支給しなかった。

③ 会社は、組合員全員に対して、ロックアウトを理由にして６月23日から７月26日までの間の賃金を支給しなかった。

第２ 判断

１ 編集関係のストライキ期間中の賃金不支給について

⑴ 組合は、会社は自ら経営責任を放棄した上、ストライキに参加していない組合員に対して、職場を放棄したとか、あるいは実際はストライキに参加していたとかいって賃金を支給しない、これは組合組織の破壊をねらい事実に反して行なわれた措置であって、明らかな不当労働行為であると主張する。

これに対して会社は、次のような理由によって賃金を支給しなかったものであると主張する。すなわち、①Ａ６、Ａ５の両名は、ストライキを解除したという６月８日以降も、実際には就労せずＡ８およびＡ７と同様ストライキに参加していた、Ａ１、Ａ３、Ａ２、Ａ４の４名は、５月31日以降行なわれた無期限ストライキには参加していないが、その間、上司から命ぜられても就労しなかった、と主張する。

よって、以下これらについて判断する。

⑵ ５月31日以降のＡ１、Ａ３、Ａ２およびＡ４の就労状況ならびに６月８日以降のＡ

６およびＡ５の就労状況についてみる。

前記認定によって明らかなように、５月末ごろ以降会社側は、１～２名の職制が会社社屋に赴き電話の応待等にあたっていた程度であって、正常に会社業務が運営され、組合員に対する業務上の指揮命令が的確になされていたとは認められない。しかも会社は、当時会社業務が正常に行なわれ得なかった理由についての主張および疎明を行なっていない。

一方、上記各組合員は、５月31日ないし６月８日以降はストライキに参加せず、電話の応待、地図の製作、販売等に従事していたことが認められる。もっとも、タイムカードの打刻および業務日報の提出がほとんどなされていないなど正常な形での就労が行なわれていない点も認められるが、上記のような会社の状態からみて、その責任を組合員にのみ問うことは当を得ない。

したがって、以上の諸点を総合すれば、ストライキに参加していないＡ１ら６名の組合員に対して会社が行なった本件賃金不支給の措置は、合理的な理由を欠くものであり、しかも、前記認定のとおり組合結成以来労使が激しく対立抗争している事情をもあわせ考えれば、同人らが組合員であることないしは正当な組合活動を行なったことを理由になされたものと判断するのが相当であって、労働組合法第７条第１号に該当する不当労働行為と言わざるを得ない。

⑶　なお組合は、会社は５月31日以降の無期限ストライキ中に欠勤した組合員（Ａ５、Ａ８およびＡ７）に賃金を支給していないが、これは従来の慣行に反する取扱いであって不当労働行為であると主張する。

しかしながら、組合の主張するような慣行を認めるに足る疎明のないこと、また、一般に無期限ストライキに参加していながらその間に有給の欠勤が存するとは考えられないことからみて、組合の上記主張は採用することができない。

また組合は、本件ストライキの期間中、Ａ８は６月14日６時間、Ａ７は５月31日７時間45分、６月12日６時間、Ａ６およびＡ５は５月31日７時間45分のストライキを行なったのに、会社は、これらについてすべて各１日（８時間）ストライキを行なった

ものとして上記各日にちの賃金をまったく支給していない。これは事実に反する措置であり、不当労働行為であると主張する。

しかしながら、Ａ８らが上記の時間しかストライキを行なっていない事実を認めるに足る疎明がないので、組合の上記主張は採用することができない。

２　いわゆるロックアウト期間中の賃金不支給について

⑴　組合は、会社は報復的かつ実態の伴わないロックアウトを行なって、６月23日から７月26日までの間、組合員全員に賃金を支給しない、これは組合組織の破壊をねらったものであり、明らかな不当労働行為であると主張する。

これに対して会社は、本件ロックアウトは、次のような理由によってまったく正当に行なわれたものであると主張する。すなわち、組合は、６月22日のストライキ解除後も従来の闘争体制を継続し、①社長の自宅に不当な攻撃を続け、②会社社屋内にはビラを貼り出したままにし、また、③会社社屋の屋上などには組合旗および垂れ幕を掲揚したままにし、さらには、④社長室の不法占拠を継続した。しかも、これまでに数数の暴力事件を惹起した組合の性格から、さらに同種の事件が将来も反復されることが予測された。このような事情のもとで、会社においては社屋内にある器具（プリンター等）を使用して新しい地図を作成すべき緊急の事態が生じたのである。したがって、以上のような事情のもとでは会社としては、ロックアウトにより組合に対抗する以外になんらの手段も残されていなかったのであって、本件ロックアウトは正当なものである、と主張する。

よって、以下この点について判断する。

⑵　まず、当時会社がロックアウトを行なわなければならない状況下にあったか否かについてみる。

本件賃上げ闘争において組合が行なったストライキは、１～２時間の時限ストライキおよび２～４名による部分ストライキという程度であり、しかも、組合は６月22日にストライキ体制を全面的に解除し、その旨直ちに会社に通知している。また、組合がその後もストライキを続行する態勢にあったとの疎明もなされていない。さらに、

会社の主張するロックアウトの期間中に、社長をはじめ会社職制は会社社屋にほとんど赴かず、また、会社が会社社屋内にある器具を用いて地図の製作を行なおうとしたり、あるいはその器具を会社社屋外に持ち出して地図の製作にあたろうとしたりした事実も認められない。

しかも、会社の主張する上記①については、かりにそのような事実が認められるとしても､そのことによって直ちにロックアウトを行なう必要があるとは考えられず、また、上記②、③の事実は、前記認定のとおりであるが、このような事実が存在することによって、直ちにロックアウトを行なわなければならない事態が生じたとは言えず、さらに上記④については、会社の主張する事実を認めるに足る十分な疎明は存しない。

したがって、以上のような諸事情からみて、当時会社にロックアウトを実施しなければならない必要性が存したと認めることはできない。

しかも､前記認定によって明らかなように､会社の主張するロックアウトの期間中、組合員は会社社屋外に閉め出されることなく、自由に会社社屋内に立ち入ることができ、かつ、直売課の非組合員と一緒に、事実上会社業務に従事していたのである。

⑶　以上総合すれば、会社の上記主張は是認できず、会社がロックアウトを理由として組合員全員に対して行なった賃金不支給の措置は、合理的な理由なくしてなされたものであり、組合員であることないしは正当な組合活動を行なったことを理由としてなされたものと判断するのが相当であって、労働組合法第７条第１号に該当する不当労働行為と言わざるを得ない。

３　その他

⑴　組合は主文１に掲げた組合員７名のほかに、Ｃ１およびＣ２についても救済を申し立てている。しかしながら、同人らはすでに組合を脱退しているので、同人らに関する救済を行なう必要を認めない。

⑵　また組合は、主文救済のほかに謝罪文の掲示および手交を求めるが、本件の場合主文救済によって足りると考えるので、このような命令を付加する必要を認めない。

以上の事実認定および判断に基づき、当委員会は、労働組合法第27条および労働委員会規則第43条によって主文のとおり命令する。

昭和47年10月７日

大阪府地方労働委員会

会長　川　合　五　郎